

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画を策定

将来都市像『住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖』

―“鳥栖スタイル”の深化―

問い合わせ 総合政策課 ☎0942-85-3511 記事ID 0002885

市は、令和3年3月に『住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち 鳥栖』―“鳥栖スタイル”の深化―を将来都市像とした『第7次鳥栖市総合計画』を策定し、目標年次を令和12年度と定め、将来都市像の実現に向けて各種施策の推進を図ってきました。

第7次鳥栖市総合計画後期基本計画(令和8年度から令和12年度)を策定するにあたっては、これまでの5年間の社会情勢の変化を反映させるだけでなく、見直しの機会を生かし、さまざまな視点から新たな意見を取り入れてきました。今号では、第7次鳥栖市総合計画後期基本計画の概要をお知らせします。

総合計画とは

総合計画とは、将来都市像やまちづくりの方向性などを示したもので、まちづくりを進めていくための道標となるものです。第7次鳥栖市総合計画は、基本構想と基本計画、実施計画をもって構成されます。

●基本構想とは

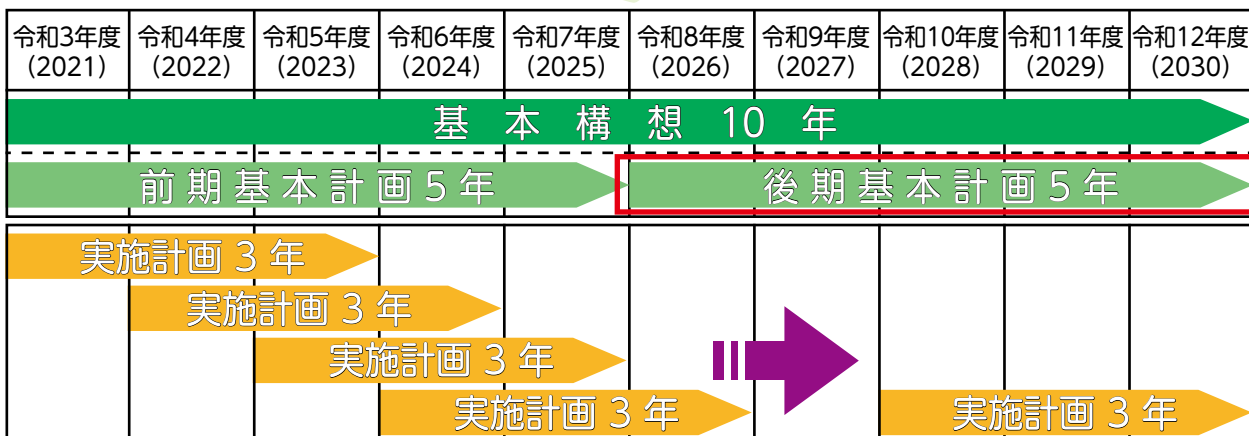
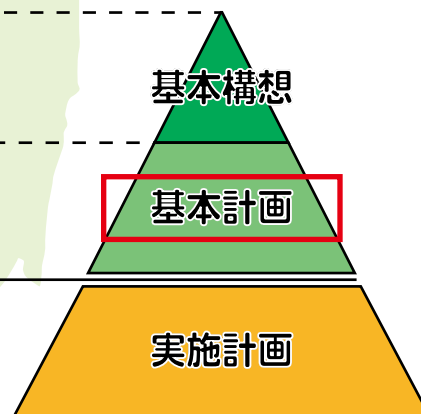
市が目指す将来都市像や基本目標などを示したものです。

●基本計画とは

基本構想に位置付ける基本目標などを実現するために、各種施策を体系化し、具体的に示したものです。

●実施計画とは

基本計画に位置付ける各種施策に関して、より具体的に事業の内容などを示したものです。



後期基本計画の特徴

- “鳥栖発”創生総合戦略の視点を総合計画に取り込み、目標、指標の一本化を図りました
- 基本構想を継承しつつ、社会情勢の変化に合わせて内容を見直しました
- 中高生、総合計画審議会、議会をはじめとした多様な主体から意見を聴取し、計画へ反映しました
- 将来的な土地利用の方針を示す土地利用計画図を策定しました

審議会からの答申、議会の議決を経て策定

市民・団体の代表者、学識経験者ら11人から構成される『鳥栖市総合計画審議会』を令和7年9月に設置し、3回にわたって審議。令和8年2月18日に『第7次鳥栖市総合計画後期基本計画(案)』の答申が向門市長に行われました。

市は、鳥栖市総合計画審議会の答申を受けて、令和8年3月市議会定例会に第7次鳥栖市総合計画後期基本計画(案)を提案。議会では、総合計画後期基本計画策定特別委員会での審議を経て、可決されました。